令和３年４月に山鹿市立小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

就学援助制度のお知らせ

山鹿市では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費等を援助する就学援助制度を設けています。援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費」については、入学前（３月）に支給します。

就学援助を受けることができる方

山鹿市立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は令和３年４月に山鹿市立の小中学校に入学予定の児童生徒の保護者であって、就学援助の認定要件に該当するもの。

※審査の結果、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

認定要件

次の①～⑧の要件のいずれかひとつに該当すれば就学援助を受けることができます。

	要　件	申請に必要な証明書類
①	前年度又は本年度に生活保護の停止・廃止を受けた	「生活保護停止・廃止決定通知書」の写し
②	市民税が非課税・減免、または個人事業税、固定資産税の減免を受けている	同居家族全員分の「市県民税課税台帳記載事項証明書」
③	国民年金の保険料の全額減免を受けている	同居家族全員の「国民年金保険料免除申請承認通知書」の写し
④	国民健康保険税の減免、または徴収の猶予を受けている	「国民健康保険税減免承認決定通知書」の写し
⑤	児童扶養手当の支給を受けている	「児童扶養手当証書」の写し （有効期限内の証書であること）
⑥	生活福祉資金による貸付を受けている	「貸付証明書」の写し
⑦	世帯の主たる収入者が職業安定所登録日雇労働をしている	「雇用保険日雇労働被保険者手帳」または「雇用保険受給資格者証」の写し
⑧	その他経済的に困窮し、学用品等に不自由し、または学校納付金の支払に困っている	同居家族全員分の「市県民税課税台帳記載事項証明書」

※②、③、⑧については同居している家族全員分が必要となります。

（住民票は別世帯であっても、同居されている別世帯の家族がいればその家族全員分）

申請の方法等

◆申請場所

・小学校入学予定の場合は、入学予定の山鹿市立小学校の事務室

・中学校入学予定の場合は、**現在通われている山鹿市立小学校**の事務室

※既に在学している兄・姉がいる場合は、申請書に併せて記入してください。

◆申請期限

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望する場合・・・**令和３年１月２９日（金）**

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望しない場合・・**令和３年２月１２日（金）**

◆申請に必要なもの

① 就学援助申請書

② 認定要件に応じた証明書類（詳細は裏面に記載しています）

③ 請求書（新入学児童生徒学用品費の支給を希望する場合）

④ 振込先の口座情報（金融機関名、支店（所）名、種別、番号、名義）が分かる通帳の写し

※今回、申請をされない場合でも、入学後に令和２年度の就学援助を申請し、４月からの認定となった場合は、入学後に学校を通じて支給します。

援助費目

①学用品費　②通学用品費　③校外活動費　④修学旅行費

⑤新入学児童生徒学用品費　⑥学校給食費　※以上の費目の一部を援助します。

※上記費目のうち、新入学児童生徒のみに支給される「新入学児童生徒学用品費」については入学前に支給します（入学前支給を希望しない場合を除く。）。その他の費目については学期毎に支給します。

「新入学児童生徒学用品費」支給額・支給時期

◆支給予定額　小学校入学予定の児童１人当たり　４０，６００円

中学校入学予定の生徒１人当たり　４７，４００円

◆支給時期　令和３年３月中旬～下旬を予定しています。

◆支給方法　保護者の口座に直接振り込みます。

注意事項

（１）**申請には必要な添付書類等を必ず添えて提出してください。**添付書類がない場合、支給はできません。

（２）**振込先口座名義・申請者名・請求者名は同一のものとしてください。**保護者名の相違、口座番号の誤り等があった場合支給はできません。

（３）生活保護受給世帯は、保護費により入学準備金が支給されますので、支給の対象外となります。

（４）入学前支給を受けた方で、令和３年４月に山鹿市立の小中学校に入学されなかった場合、支給分は返還していただくことになります。**該当する可能性がある場合は、申請を行わないでください。**

手続きなどご不明な点がありましたら、山鹿市教育員会 教育総務課 学務係（電話：0968-43-1638）もしくは各学校の事務室にお問い合せください。